

【貯蓄預金規定】

鹿児島信用金庫

1. 【預金契約の成立】

当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

2. 【取扱店の範囲】

この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

3. 【証券類の受入れ】

- (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2)手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3)証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4)手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5)証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

4. 【振込金の受入れ】

- (1)この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座の名義人より、当該振込みに係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。また、この預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）の振込金は、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。
- (2)この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

5. 【受入証券類の決済、不渡り】

- (1)証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。

(2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を貯蓄預金元帳から引落とし、その証券類は受入店で返却します。

(3)前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

6. 【預金の払戻し】

(1)この預金を払戻すときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名・暗証）により記名押印（または署名）してこの通帳とともに提出してください。

(2)前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の呈示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払出を行いません。

(3)前二項の規定にかかわらず、この預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第 200 条第 3 項の保全処分、または民法第 909 条の 2 の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

7. 【自動支払い等】

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

8. 【利息】

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000 円以上について付利単位を 1 円として、店頭に表示する毎日の金額階層区分別の利率によって計算のうえ、毎年 3 月と 9 月の第二土曜日に、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

9. 【印鑑照合等】

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権

限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

10.【解約】

- (1)この預金口座を解約する場合には、この通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2)前項に定める届出の印章の持参は、個人である預金者本人による手続きの場合に限り、当金庫が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

11.【未利用口座管理手数料】

- (1)2022年10月1日以降に開設された預金口座について、最後の預入れ又は払戻しから当金庫が定める期間が経過するまでの間に、預入れ及び払戻し（利息の元本組入れ及び「未利用口座管理手数料」の引落しを除きます。）のいずれも行われず、次の条件全てに該当した場合、当該口座を「未利用口座」と認定いたします。

- ① 当該口座の残高が1万円未満であること
- ② 同一支店で、お預かり資産（定期性預金・投資信託・保険・外貨預金・出資）がないこと
- ③ 同一支店で、借入れがないこと

- (2)当金庫が前項の規定により当該口座を「未利用口座」と認定した場合、当金庫から当該口座名義人に対し届出住所宛に、「未利用口座」に認定した旨の通知をお送りします。

- (3)前項の通知の発送日から3か月が経過しても当該「未利用口座」について預入れ及び払戻しのいずれも行われなかった場合、口座名義人において当該「未利用口座」について所定の「未利用口座管理手数料」をご負担いただきます。なお、この場合、払戻請求書等によらず、当金庫所定の方法により、所定の時期に所定の金額について「未利用口座」からの引落しをさせていただきます。

- (4)前項の方法により引き落とした「未利用口座管理手数料」は、事由の如何を問わずご返却いたしかねます。

- (5)当該「未利用口座」の残高が「未利用口座管理手数料」と同額又は同金額に満たない場合、当金庫は、残高全額を「未利用口座管理手数料」に充当し、預金名義人に通知することなく当該「未利用口座」を解約できるもの

とします。

- (6)前項の規定により解約された「未利用口座」を再利用することはできません。

1 2. 【規定の改定】

- (1)この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3)前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

1 3. 【規定の適用】

この規定に定めのない事項については「預金・積金共通規定」により取扱います。

【現金自動預入支払機による通帳のみ出金取引の追加規定】

1. 【通帳による預金の払戻】

- (1)当金庫に暗証を届出ている預金者に限り、当金庫が設置している現金自動預入支払機（以下「ATM」といいます。）を使用して通帳より預金の払戻しをすることができます。
- (2)ATM を使用して預金を払戻すときは、ATM に通帳を挿入し、届出の暗証と金額をボタンにより操作してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。

2. 【ATM 故障時の取扱】

停電、故障時により ATM が操作できないときは、前条の取扱いはできません。

3. 【暗証の変更等】

暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに預金者本人が当金庫所定の書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

4. 【暗証照合等】

当金庫の ATM により通帳を確認し、ATM 操作の際使用された暗証と届出の

暗証との一致を確認して預金を払戻しましたうえは、暗証について不正使用、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

5. 【規定の改定】

- (1)この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3)前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

(2022 年 5 月 2 日 現在)